第３期西東京市地域情報化基本計画

～こころポリシティ西東京～

（素案）

西東京市

IT と ICT について

日本では、情報と通信に関する技術の総称として IT（Information Technology：情報技術）という用語が一般的に用いられ、国の計画でも使われています。また、同様の言葉として、国際的には ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）という用語も用いられています。

この計画書では、インターネットを使った情報通信技術も重要になっていることから、ICT の用語を優先しています。ただし、国の計画や政策で IT と表記されている場合は、そのまま IT を使用しています。

はじめに

こころポリシティ西東京とは

「こころ」「ポリシー」「シティ」を結合した造語で、人と人とのふれあいや優しさにあふれたまちを意味します。地域情報化によって生まれる理想のまちを表す言葉として、第１期西東京市地域情報化基本計画書から継続して使用しています。この言葉は武蔵野大学の学生が提案しました。

【目次】

はじめに

１　西東京市を取り巻く情報化 1

1.1 情報化の動向 1

1.2 国の取り組み 1

1.3 西東京市の地域情報化 2

２　地域情報化基本計画の位置付け 4

2.1 総合計画との関係 4

2.2 まちづくりの課題と解決の方向性 5

2.3 計画期間 6

2.4 計画の推進体制 6

３　地域情報化の推進 8

3.1 地域情報化の推進　～「これまで」と「これから」～ 8

3.2 地域情報化の基本理念 9

3.3 地域情報化の進め方 9

3.4 地域情報化の視点 10

3.5 重点的な取り組み 14

3.6 地域情報化基本計画施策事業 15

資料１　第２期地域情報化基本計画の施策取組状況 資-1

資料２　第３期地域情報化基本計画の重点分野の検討経緯 資-15

資料３　西東京市地域情報化計画策定審議会条例 資-19

資料４　西東京市地域情報化計画策定審議会名簿 資-20

資料５　審議会開催記録 資-21

1　西東京市を取り巻く情報化

1.1 情報化の動向

印刷、郵便、放送、通信など多様な情報メディアが私たちの生活や社会の中に普及し、さまざまなメディアによる情報活用の機会が増えています。この情報メディアの普及に伴って、情報の役割がますます重要になっていることが、情報流通量の増加になって表れています。総務省の情報流通インデックス（平成 23 年８月公表）によると、放送電波、インターネット、印刷・出版などの各メディアを通じて社会に流通している情報量は年々増加し続けており、平成 13 年度（2001 年度）に比べると、平成 21 年度（2009 年度）の情報流通量は約２倍になりました。これらの情報をテレビ、パソコン、印刷物などを通じて私たちが受け取っている量は、同じ時期に約１割増加しています。私たちの生活や社会活動にとって情報は重要なものとなっています。

情報化がもたらしている変化は情報量の増加だけではありません。私たちの生活や社会活動の質の面にも影響を与えています。その大きな要因は、インターネットの普及です。総務省の平成 24 年通信利用動向調査では、世帯でのパソコンの保有率が頭打ちとなっている一方で、スマートフォン[1]やタブレット端末[2]などの携帯型端末の利用は急速に伸びています。携帯型端末によるインターネットの利用は、情報検索・収集だけでなく、ショッピング、ゲーム、地図利用、音楽配信、電子書籍、動画投稿などの利用動向にも影響を与えています。連絡や情報発信においてもインターネットを利用した SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）[3]が急速に普及し、私たちの生活や社会活動は変わりつつあります。

1.2 国の取り組み

ICT 分野での国際的な位置を見ると、日本は決して情報先進国とは言えない状況です。例えば、主要な ICT 指標である国際電気通信連合（ITU[4]）の ICT 開発指標では、日本の順位は 13 位（2010 年）です。また、EIU[5]の IT 産業競争力指標では 16 位（2011 年）です。いずれも、平成 19 年（2007 年）でのそれぞれの順位である２位と７位から大幅に低下しました。さらに、世界

---

1 **スマートフォン**：画面を指で触れて操作する高機能携帯電話

2 **タブレット端末**：平板型でキーボードのないタッチパネル型端末

3 **SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）**：人と人との交流を支援するサービス。代表的なものに Facebook、Twitter、LINE などがある。

4 **ITU（International Telecommunication Union）**：国際電気通信連合、国際連合傘下の情報通信専門機関

5 **EIU（The Economist Intelligence Unit）**：英国の国際経済誌「The Economist」グループ傘下のコンサルティング機関

経済フォーラム（WEF[6]）の ICT 競争力ランキングでは 18 位に留まっています。主要６か国（日本、米国、英国、フランス、ドイツ、韓国）だけに着目してみても、ICT 開発指標で３位であることを除けば、いずれの主要な ICT 指標でも日本の位置は４位以下となっています。

国際比較の中で日本は公共分野におけるインターネット利活用が立ち遅れていることを指摘されています。つまり、公共機関と個人とのインターネットを介したやり取りの比率や、学校でのインターネット環境の整備状況が他国に比べて進んでいない状況です。OECD の調査[7]でも、日本は学校のインターネット接続率と利用率の両方で、OECD の平均を下回っています。

一方で、民間のインターネットの利用状況は、SNS をはじめとするさまざまなサービスの利活用が進み、急速な成長を遂げています。

このような状況の中で、行政においても ICT の利活用について取り組みが行われています。

国は、平成 25 年（2013 年）６月に「世界最先端 IT 国家創造宣言」を閣議決定しました。サービス産業の生産性の改善や向上、女性や高齢者の雇用促進による労働力の拡大など、ICT をあらゆる領域で利活用しようというものです。

この宣言では、新産業や新サービスの創出や成長を促進する社会、健康で安心して快適に生活できる社会、公共サービスをいつでもどこでも誰でも受けられる社会という３つの方向性が打ち出されました。

国の戦略に合わせて各省庁は、地域のインフラ整備に努めています。例えば、総務省は、ICT を利活用した成功モデルを構築しようとしています。また、ICT 街づくり推進事業として、災害に強いまちづくり、地域の課題解決、経済の活性化、雇用の創出などを可能にする ICT スマートタウンの先行モデルづくりを進めています。他の省庁[8]でも、ICT を活用した活力ある地域社会の実現のため、地域の情報化に向けた取り組みを行っています。

1.3 西東京市の地域情報化

国が進める高速・超高速ネットワークによる情報通信のインフラ整備や ICT を活用した地域活性化のモデルづくりについては、IT 総合戦略本部[9]の方針に基づいて、各省庁が推進しています。行政の情報化についても行政手続のオンライン化が全国的に進められています。

国を挙げた全国レベルの情報化政策が進められる中、西東京市は地方自治体として独自に取

---

6 WEF（World Economic Forum）：世界経済フォーラム、通称ダボス会議

7 OECD「The Future of the Internet Economy:A Statistical Profile, 2011 update」

8 **他の省庁の取り組み**：例えば、農村コミュニティの再生・活性化（農林水産省）、医療機関間の情報連携（厚生労働省）、防災情報の提供（国土交通省）、図書館の情報化（文部科学省）、地域産品の流通効率化（経済産業省）、地域情報化アドバイザー派遣体制（総務省）、大気汚染状況の情報提供（環境省）、気象統計情報の提供（国土交通省・気象庁）

9 **IT 総合戦略本部（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）**：平成 13 年（2001 年）1月に内閣に設置された。本部長は内閣総理大臣。

り組むべき地域情報化を忘れてはなりません。それは、地域に根差した課題を解決する地域情報化です。少子高齢化や産業振興、雇用創出、コミュニティの再生、省エネルギー、環境対策、犯罪抑止、災害対応など、地域はさまざまな課題に直面しています。

西東京市では、「地域コミュニティの再構築」をはじめとして、まちづくりの課題[10]が７つあります。これらのまちづくりの課題を解決するために、６つの「まちづくりの方向性[11]」と 13 の分野[12]を定めています。

市が抱える地域の課題を見据えて、情報化によって解決に貢献するための施策事業の推進が、自治体として取り組むべき地域情報化の方向です。

---

[10] **まちづくりの課題**：地域コミュニティの再構築、地域の自立と行財政改革の推進、少子高齢化への対応と協働によるまちづくり、みどりの保全と低炭素社会づくりの推進、都市基盤整備と防災・防犯対策の推進、産業の振興と地域経済の活性化、まちの魅力の向上と内外へのアピール

[11] **まちづくりの方向性**：みんなでつくるまちづくり、創造性の育つまちづくり、笑顔で暮らすまちづくり、環境にやさしいまちづくり、安全で快適に暮らすまちづくり、活力と魅力あるまちづくり

[12] **13 の分野**：基本計画各論参照

２　地域情報化基本計画の位置付け

2.1 総合計画との関係

平成 26 年（2014 年）４月に西東京市の第２次総合計画[13]に基づくまちづくりがスタートします。総合計画は、今後 10 年の西東京市がめざすべき将来像を描いて策定された計画です。そして、地域情報化基本計画は、総合計画が掲げるまちづくりの方向性に沿って実施される個別計画のひとつです。地域情報化や教育、環境、都市計画などそれぞれの分野で策定された個別計画は、総合計画が掲げるまちづくりに向かって、具体的な施策・事業を展開していきます（図１）。

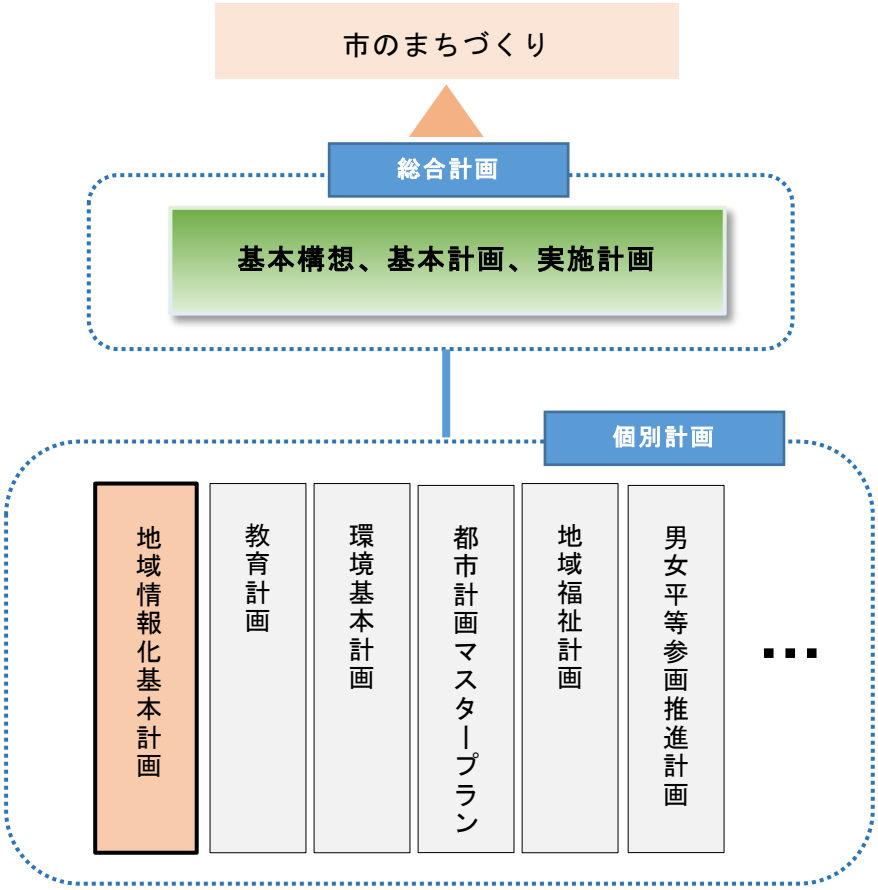

図１　総合計画と第３期地域情報化基本計画との関係

[13] **総合計画**：基本構想（まちづくりの理念）、基本計画（まちづくりの施策）、実施計画（施策を達成するための具体的な事業）から構成されています。

2.2 まちづくりの課題と解決の方向性

総合計画では、市を取り巻く環境や今後の変化を踏まえた市のまちづくりの課題以下のとおり整理しています。７つの課題とは、地域コミュニティの再構築、地域の自立と行財政改革の推進、少子高齢化への対応と協働によるまちづくり、みどりの保全と低炭素社会づくりの推進、都市基盤整備と防災・防犯対策の推進、産業の振興と地域経済の活性化、まちの魅力の向上と内外へのアピールです。

総合計画は、「わたしたちの望み（基本理念）」と「理想のまち（将来像）」を踏まえ、まちづくりの課題を解決するため６つの方向性を定めました。個別計画である地域情報化基本計画は、総合計画を情報化の点で支えます（図２）。

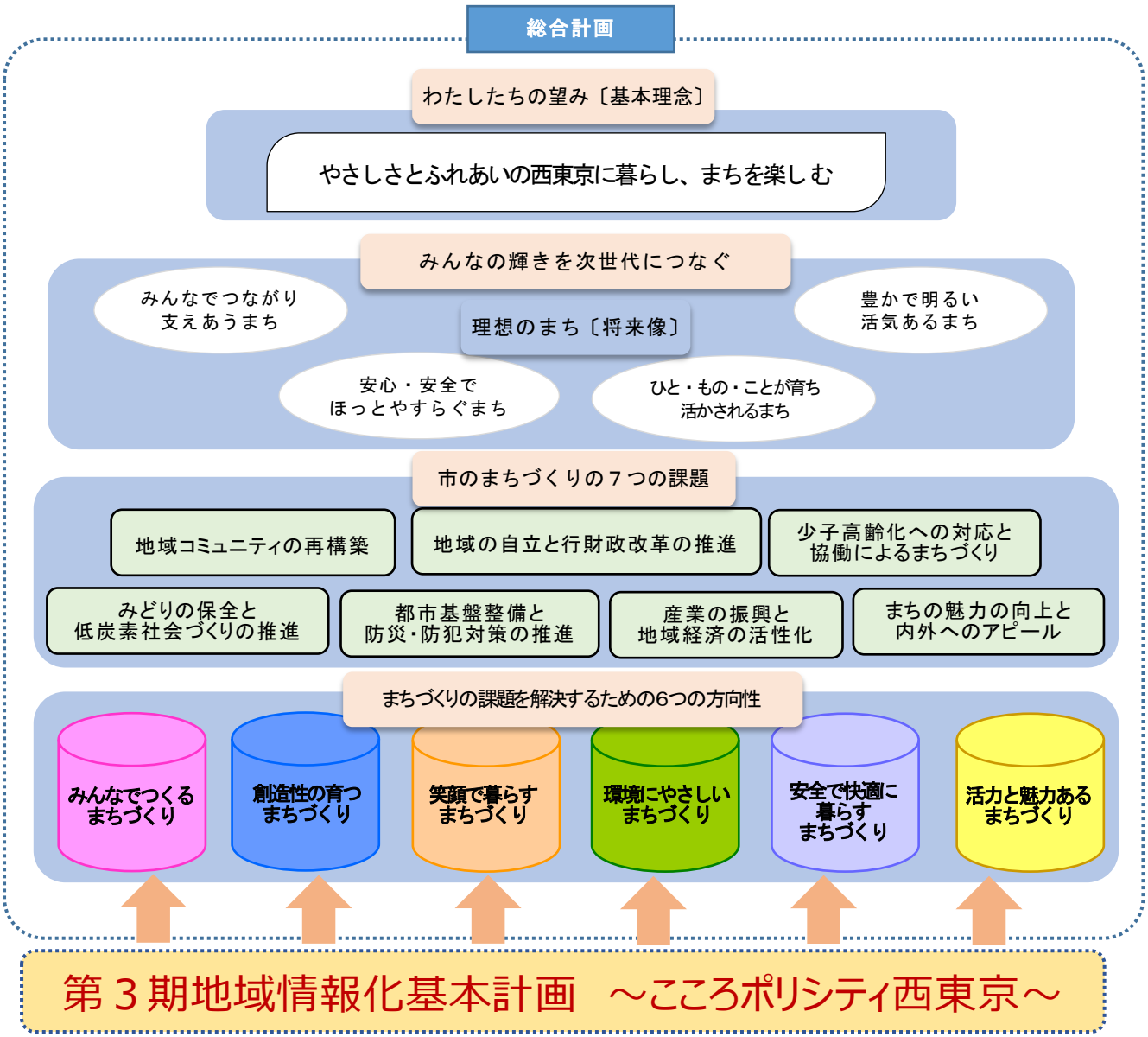

図２　まちづくりの課題と解決の方向性

2.3 計画期間

本計画は、平成 16 年度から５年ごとに定められてきました。第３期の地域情報化基本計画の計画期間は、平成 26 年度（2014 年度）から平成 30 年度（2018 年度）までの５年間とします（図３）。

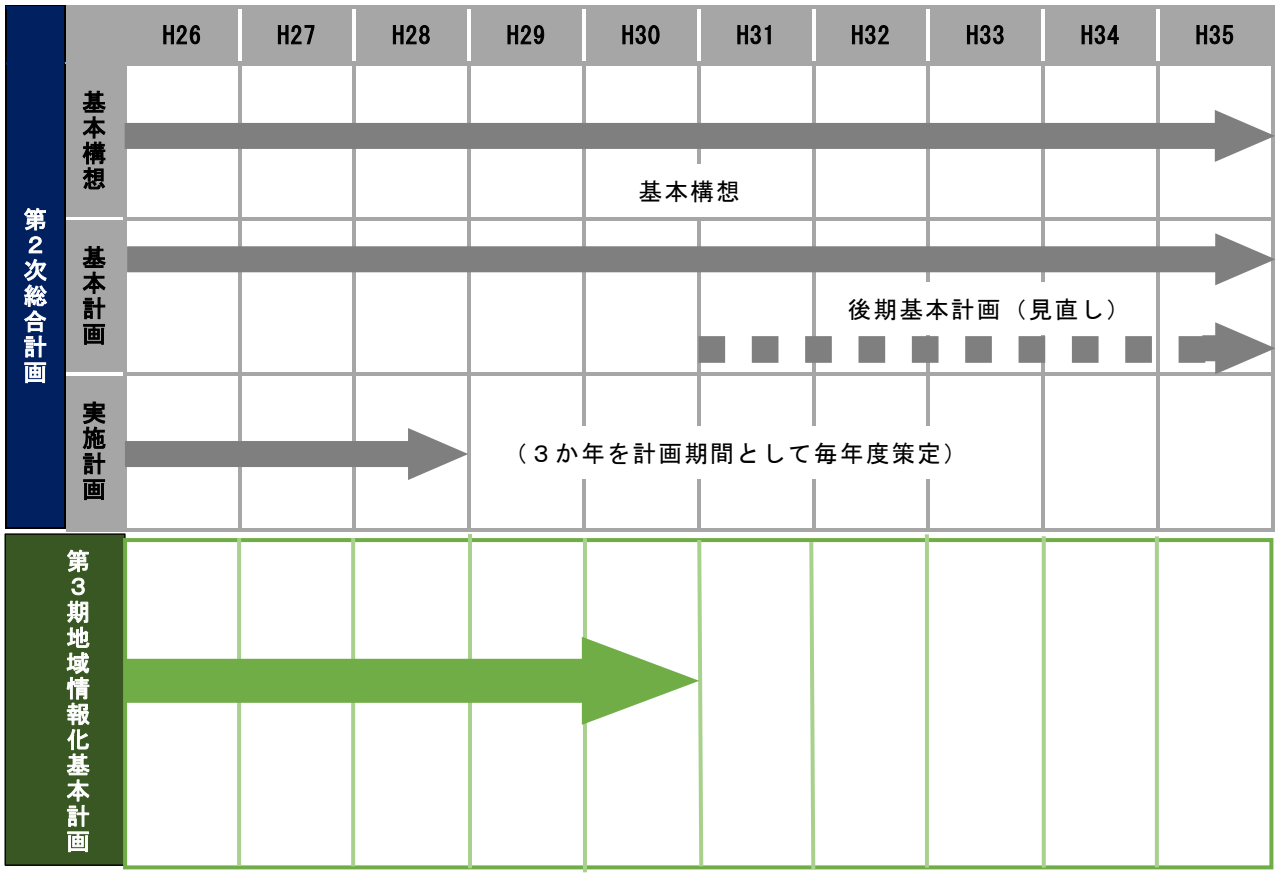

図３　地域情報化基本計画の対象期間

2.4 計画の推進体制

市では、地域情報化基本計画を推進する庁内の体制として、CIO[14]（最高情報責任者）を本部長とする情報化推進本部を設置しています。情報化推進本部は、地域情報化や電子自治体を推進するための計画の策定や実施、庁内の情報システム導入などについて、全体的な立場から統括する組織です。各部署には、各事業で情報化を推進するために情報化推進責任者や情報化推進員を置いています。情報化推進本部には CIO を補佐する情報政策専門員も出席し、市の地域情報化に専門的な助言を行っています。

情報化推進本部には、具体的な検討を行う情報化推進本部部会、情報セキュリティを統括す

[14] CIO（Chief Information Officer：**最高情報責任者**）：情報戦略の最高責任者

る情報セキュリティ対策会議、システム調達を適正に行うための情報システム等審査選定委員会があり、情報化推進本部の方針を受けて地域情報化基本計画を推進しています（図４）。

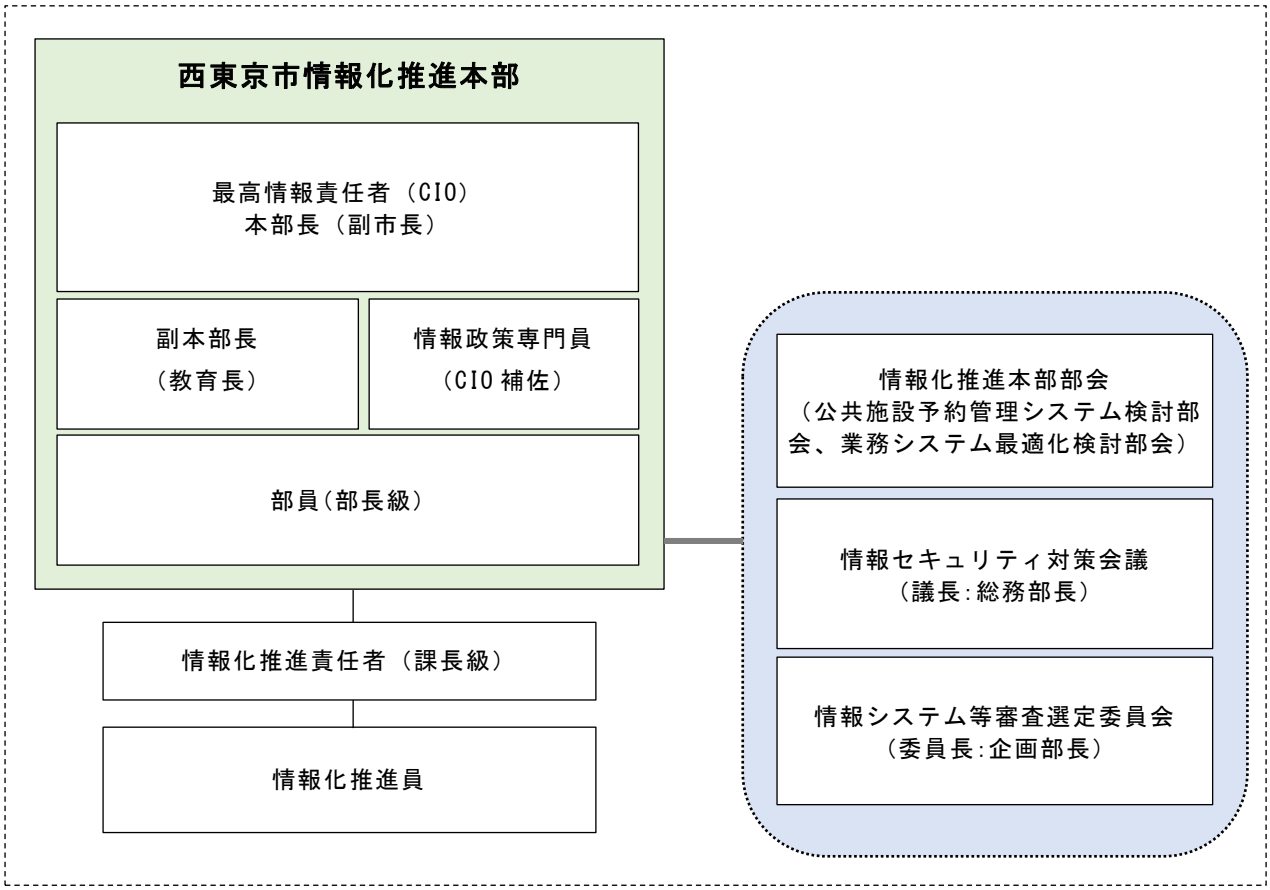

図４　地域情報化基本計画の推進体制図

３　地域情報化の推進

3.1 地域情報化の推進　~「これまで」と「これから」~

第２期の地域情報化基本計画では、①子どもの教育環境、②緑や水辺などの自然環境、③防犯・防災などの安全対策、④誰もが安心して暮らすための福祉環境の４分野を重点分野と位置付け、取り組んできました（資料１参照）。

学校においては、一斉メール配信「すぐメール」を利用して、インフルエンザ情報や不審者情報等の緊急度の高い情報を配信し、情報を必要とする保護者へ情報を提供してきました。また、防災の分野においては、災害時の安否確認や避難時に支援の必要な災害時要援護者を迅速に支援できるように災害時要援護者名簿を作成するシステムを導入し、関係機関と要援護者の名簿を共有することで迅速な支援ができる体制を構築しました。このようにシステム導入やネットワークの構築などで地域の情報化は設備面でのインフラが整備されてきました。

一方、平成 23 年（2011 年）３月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に大きな被害をもたらし、設備面の整備だけでは不十分であることが分かってきました。復興においては、被災地における被災者同士の助け合いや支え合いがあり、また全国各地からのボランティアの災害救助・支援、そして国境を越えたエールもありました。震災からの復興の中で、地域における人と人とのつながりや絆の重要性が再認識されています。

地域情報化においては、第２期の地域情報化基本計画が目指してきた「情報化によって市の課題を解決する」という考え方を継承します。そして、東日本大震災の経験から、情報化がもたらす人と人とのつながりによって地域コミュニティを再生させ、地域の問題を解決する力になるという視点を取り入れます。

3.2 地域情報化の基本理念

基本コンセプト「こころポリシティ西東京」

つながりが信頼となり、地域の力となる

地域の課題解決には、自助（個人の独力による解決）・共助（相互扶助）・公助（公共の援助）等の連携が欠かせません。地域情報化は地域の人と人とのつながりを支援します。人々の絆や結び付きは地域コミュニティを再生させ、地域の課題を解決する力になります。つまり、市民、事業者、行政のつながりを支援し、そのつながりが信頼となり、地域の力となるのです。

地域コミュニティにおいては、インターネット上だけの結び付きだけでなく、実際に会うことによって地域社会に信頼関係が築かれる「顔を合わせる関係」と、ICT を活用して人と人との距離を縮め、多くの人と交流できる「ICT でつながる関係」があります。インターネットなどの ICT を活用した幅広いネットワークと人と人とが触れ合う安心感のあるネットワークが組み合わさることで、新しいコミュニティの構築や新しいビジネス機会の創出が推進されます。

ICT による情報化と、人的ネットワークによる情報化とを相互に補完させながら、地域情報化を推進することが大切です。このことによって、人と人とのふれあいや優しさにあふれた「こころポリシティ西東京」を作り上げていきます。

3.3 地域情報化の進め方

（１）インフラ整備の次は利活用の促進

地域情報化の推進は、情報システムや機器を導入すること、仕組みを作ることなど、環境を整備することだけで終わるものではありません。インフラが整備されれば、次はインフラを利活用する段階です。整備された環境が活用されて初めて、市のまちづくりが持つ地域の課題解決に貢献することができます。

整備したインフラについては、利活用の状況を把握し、当初の目的を果たしているかを確認する必要があります。十分に利活用されていれば維持と促進に取り組み、不十分であれば利活用の促進や見直しを行います。このサイクルを繰り返しながら、市のまちづくり

の実現を目指します。

（２）目標を明確にした施策実行

第２期地域情報化基本計画では、重点分野における市民意識調査の満足度の向上を目指して取り組んできました。

満足度は、市民の行政に対する評価を知ることができる反面、実施した地域情報化施策が満足度の向上にどの程度貢献したのか分かりにくいという課題もありました。

そこで本計画では、具体的な施策ごとに目標を明確にし、年度単位で目標の達成度合いを評価し、PDCA[15]を実施します。地域情報化を推進する施策については、計画時にインフラ整備の段階なのか、整備した後の利活用促進の段階なのかを見定めて、その段階に合わせた数値目標を可能な限り明確にします。

3.4 地域情報化の視点

地域情報化基本計画の施策事業の策定や推進に当たっては、社会情勢の変化や費用対効果の視点に加えて、情報化にとって、大事な要素となる次の５つの視点に寄与するように取り組みます。

（１）ビッグデータ・オープンデータへの取り組み

行政は、統計情報、測定情報、防災情報などのビックデータと呼ばれる大量のデータを保有しています。このビッグデータを地域で活用するため、積極的に公開することは、行政の情報提供の在り方として重要になっています。このデータは誰もが無料で入手できて、自由に再利用・再配布することができます。このようなデータの公開をオープンデータ[16]といいます。

行政のビッグデータが提供されると、民間のビッグデータ、NPO や市民団体のビッグデータと組み合わさり、新しいサービスや利用方法が生まれる可能性があります。市民サービスの向上や、新産業や雇用の創出、地域経済の活性化などに結びつく新しいビジネスの創出が期待できます。データの利用が進むことで地域の現状や課題が可視化され、地域が自ら課題を解決する力も高まります。

---

15 PDCA（Plan Do Check Act）：計画・実行・評価・改善の4段階を繰り返しながら行う業務改善の手法

16 **オープンデータ**：IT 総合戦略本部は、「新たな情報通信技術戦略工程表」（2010 年 6 月 22 日に公表）で、オープンガバメント推進に向けて、2013 年までに二次利用可能な形で行政情報を公開、原則として全てインターネットで利用可能にするという目標を設定しています。

ただし、オープンデータは、個人情報の保護、情報の責任の所在、データ整備のコストなど課題もあることに留意する必要があります。

（２）地域の情報リテラシー向上

インターネットの利用者が増えるにつれて、インターネット上でのトラブル、問題、犯罪もまた多く発生するようになっています。インターネット上での名誉毀損、誹謗（ひぼう）中傷、いじめ、詐欺、有害情報、著作権侵害、肖像権侵害、個人情報の流出、コンピュータウイルスなど、さまざまな問題が発生しています。

全国的に見ても児童・生徒の教育は教育機関が担っているものの、急速に変化しながら普及する ICT のサービスについては、教育現場だけでは対応しきれていないのが現状です。その結果、教職員、保護者よりも児童・生徒の利用が先行して、トラブルに巻き込まれてしまったという事例も生じています。

携帯電話、スマートフォンの所有率が上がり、情報メディアに触れる機会が増えた結果、ICT に関する知識不足から、詐欺、権利侵害、ウイルスなどの被害にあうことも増えてきました。

高齢者、児童・生徒を含め全ての市民の安全を守るため、情報化がもたらす利便性だけでなく、危険性についても知識を持ち、安心して情報メディアを利用できるように、市民の情報を取り扱うための能力、いわゆる情報リテラシーの向上に努めます。

地域での情報流通を活発にすることによって、行政と人とのつながりや人と人とのつながりが広がり、必要な情報や正しい情報が地域の中に広まって、より安全なインターネット利用の役に立つことが期待されます。

（３）BCP[17]への取り組み

情報化による人と人とのつながりの必要性は、平時はもとより、災害時でも変わることはありません。災害時であっても、行政の業務継続や情報を必要とする人に必要な情報が行きわたるような情報ネットワークが確保される必要があります。

行政側は業務の継続ができるよう、災害の影響をできるだけ長期間にわたらないようにしなければなりません。平常時に被害を想定した BCP 訓練を定期的に実施し、情報システムの早期復旧について迅速な対応が取れるよう対策が必要です。

平成 23 年（2011 年）３月に発生した東日本大震災により、情報通信インフラの損壊、広域避難による地域の絆の希薄化、戸籍簿・カルテ・指導要領等の流出、エネルギー供給

[17] BCP（Business Continuity Plan）：業務継続計画

の不安定化などの課題が表面化しました。

地域情報化の面からは、災害時でも「必要な時に、必要な人に、必要な情報が」わたるような情報ネットワークの仕組みが確保されていなければなりません。市の地形、公共交通網、道路整備状況、コミュニティ FM、民生委員の体制など地域の特性に合わせた情報ネットワークの仕組みが必要です。その仕組みは、災害情報や避難勧告の一括配信はもちろんのこと、避難所との情報通信、行政情報や復興情報の発信にも必要です。この仕組みには、ICT だけでなく人的ネットワークの活用も不可欠です。

（４）情報セキュリティの強化

情報の流通を促進し、人と人とをつなぐことは、本計画の目指す主題のひとつです。その一方で、大切な情報を守り続けるために情報セキュリティの視点も重要です。

市は、重要な情報を多数管理しています。とりわけ市民の個人情報は、市民の生活に大きな影響を及ぼすため、さまざまなセキュリティ対策を行う必要があります。

主要な対策として「西東京市情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティに関する監査、脆弱性診断などを毎年度実施しています。また、ポリシーに対応する具体的なセキュリティ手順である「情報セキュリティ実施手順」を整備し、運用しています。特に人的な情報セキュリティ対策として、定期的に情報セキュリティ研修を行うことによって、職員の情報セキュリティ意識の啓発にも努めています。

今後も情報セキュリティの動向に合わせて最新の対策を行い、市の情報セキュリティ水準を維持します。また、事業者・市民に対しても啓発活動を通じて、情報セキュリティに関する脅威について周知します。

（５）行政の電子化

行政の電子化は、市のまちづくりの課題を解決する上で必要な視点です。

市では、これまでもさまざまな施策を通じて行政の電子化を進めてきました。一方で ICT の発達や普及により、コミュニケーション手段は多様化しています。本計画では、これからの社会に適した行政サービスを行うため、次の２つの視点で取り組みます。

１点目は、市からの情報発信の視点です。情報発信では、だれもが利用しやすいユニバーサルデザイン[18]の情報媒体の活用等を検討し、すべての市民が必要な情報を得られるような環境づくりに努めます。

２点目は、情報通信技術（ICT）の活用による行政の電子化の視点です。これまでもさま

[18] **ユニバーサルデザイン**:より多くの人が使いやすいようにはじめから意図してつくられたデザイン

ざまな施策を通じて行政の電子化による行政サービスの質の向上や事務の効率化に取り組んできました。今後も費用対効果や技術動向を踏まえた上で引き続き行政の電子化を進め、さらなる行政サービスの質の向上や事務の効率化に取り組みます。

3.5 重点的な取り組み

地域情報化基本計画では、重点的に取り組むべき課題を定めて、施策を推進します。市民意識調査から、重点的に取り組む課題を「子どもの教育環境」「地元の商店街」「緊急事態発生時の市の危機管理体制の強化」「大規模地震の防災対策」「自然や観光資源などによるまちの魅力の向上」「就職機会の提供など地域労働環境の向上支援」「地元商業・サービス業の育成・支援」と定めました（資料２参照）。この重点課題に着目して、市のまちづくりの７つの課題のうち、特に「少子高齢化への対応と協働によるまちづくり」「都市基盤整備と防災・防犯対策の推進」「産業の振興と地域経済の活性化」「まちの魅力の向上と内外へのアピール」の４つの課題の解決を中心に取り組みます（図５）。

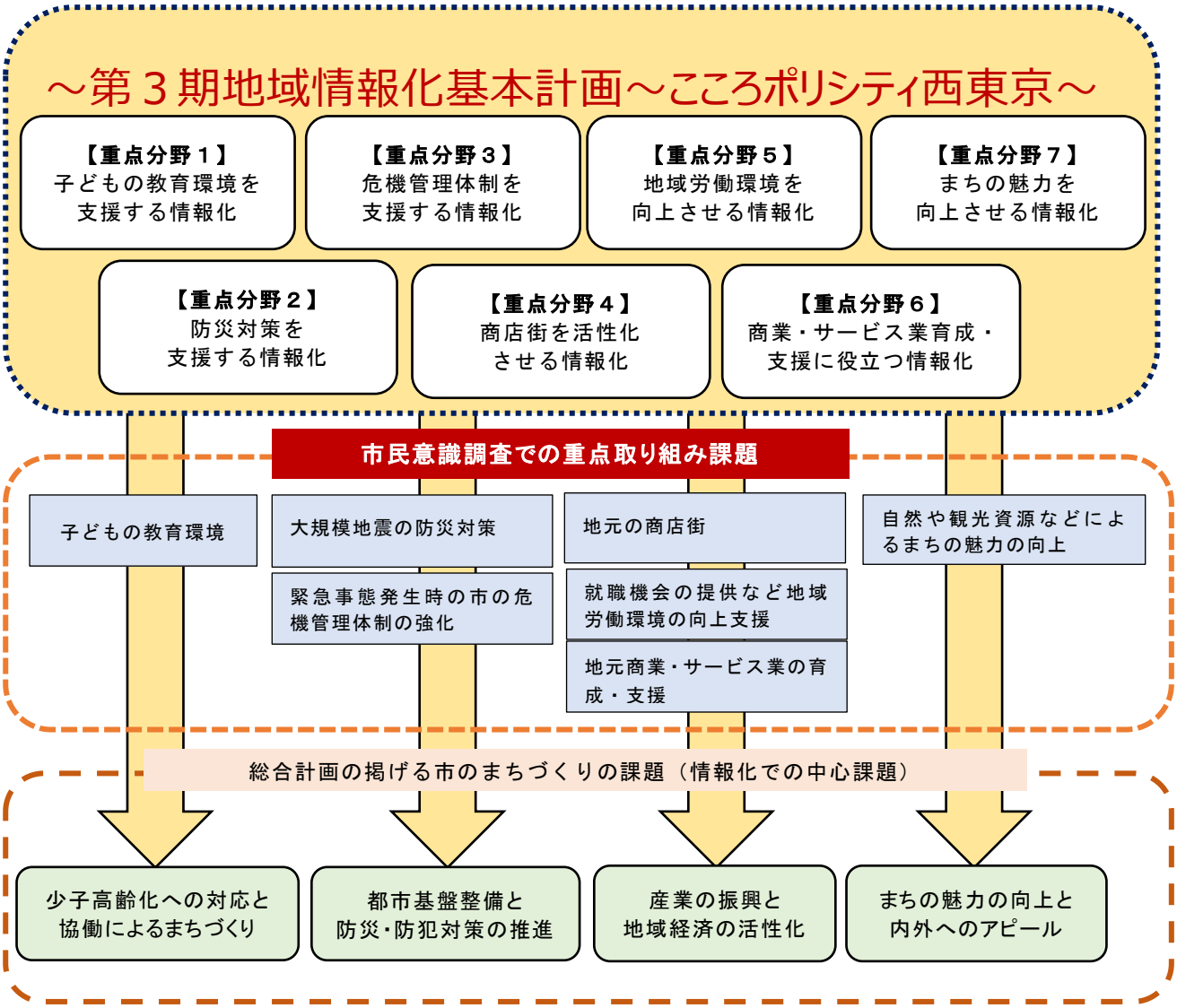

図５　第３期地域情報化基本計画の重点項目とまちづくりの課題

3.6 地域情報化基本計画施策事業

地域情報化基本計画では、各重点分野の課題の解決に向けた次の７つの重点分野について、地域情報化により改善できる施策を抽出し、課題解決に取り組みます。また、地域情報化基本計画の施策事業は、現在の施策事業群だけでなく、計画期間中、毎年度見直しを行い、施策事業の追加や改廃を行います。

見直しに当たっては、「3.4 地域情報化の視点」に留意し、最適な施策事業を策定します。

重点分野１　子どもの教育環境を支援する情報化

教育力の向上に当たっては、学校・家庭・地域の連携が不可欠です。そのためには、家庭や地域の人々に学校に対する理解を深めてもらう必要があります。

本計画では、情報化によって開かれた学校づくりを支援します。

施策名	学校ホームページの充実	担当課	教育指導課
目的	各学校のホームページの内容を充実させ、地域交流を図ります。統一的に示す情報と学校独自の情報などを検討します。		
事業概要	操作研修等を通じて、より多くの教員のシステム活用を促進させるとともに、各学校のホームページの更新状況や掲載内容を随時チェックし、各学校におけるより多くの情報発信を支援していきます。		
評価指標	各学校のホームページのアクセス数の向上		

施策名	地域情報発信インフラ整備	担当課	教育指導課
目的	緊急時情報などを発信するメールシステム等を活用し、学校と保護者、地域の情報共有による安全安心体制を含めた情報交流基盤を構築します。		
事業概要	生徒・児童の保護者に対し、緊急情報等を電子メールにて一斉に提供することで、子どもの安全や保護者の安心向上を図ります。		
評価指標	情報発信数　利用登録者数		

施策名	小中学校コンピュータ環境整備の推進	担当課	教育指導課
目的	教員や児童・生徒が安全かつ安心してコンピュータを利用できるようにセキュリティ機能を向上させるとともに、学校での高速インターネットの利用、情報の共有、業務の効率化を進めます。		
事業概要	市内小中学校に整備されているパソコンや ICT 機器の配置について授業への効果的な活用を確保しつつ見直すとともに、校務における各種システムの導入を検討し、教員がより効率よく校務を行えるよう環境整備を推進します。 また、教員の ICT スキルアップや情報セキュリティ強化を促進し、これからの情報社会に適用できるよう指導体制の充実に努めます。		
評価指標	ICT 活用の向上		

重点分野２　防災対策を支援する情報化

地域における防災対策のひとつとして、緊急メール配信サービスをはじめとした「必要な時に、必要な人に、必要な情報が」わたるような情報ネットワークの仕組みが挙げられます。

本計画では、市民に情報が広く伝わることを目指すとともに、災害時の情報収集という点も検討します。災害時に迅速かつ正確な情報を入手することは、被災者支援の効果を高めることができます。

施策名	緊急メール配信サービス	担当課	危機管理室
目的	メール配信 ASP（Application Service Provider）サービスを使用して、利用登録者に対し、防災情報・防犯情報を配信します。		
事業概要	安全・安心いーなメールや緊急速報メールのほか、通信の双方向性があるツイッターや、新規通信手段の積極的な導入を検討し、市民に情報提供することや災害時の被害情報等の収集に効果を発揮する多彩な情報発信手段を整備します。		
評価指標	利用登録者数		

重点分野３　危機管理体制を支援する情報化

災害時要援護者等の災害弱者の支援に当たっては、各関係機関が支援しなければならない人々を正確に把握できる体制をはじめとした危機管理体制が必要です。

本計画では、この危機管理体制づくりを情報化によって支援します。

施策名	災害時要援護者登録管理システム	担当課	危機管理室
目的	災害時の安否確認や避難時に支援の必要な災害時要援護者といわれる高齢者、障害者等に対し、災害時の救出救命に関わる機関等が効率よく安否確認等を行うため必要な災害時要援護者登録名簿台帳及び災害時要援護者個別避難支援プランの台帳作成を行います。		
事業概要	機関共有方式による市内全要援護者リスト作成と個別避難支援プラン作成における台帳作成を拡充し、関係各課及び関係機関間との要援護者情報の共有を進めます。		
評価指標	・全件名簿の提供率 ・個別避難支援プラン作成完了要援護者数（累計）		

重点分野４　商店街を活性化させる情報化

地域の特色を活かした商業振興などに取り組むためには、より戦略的に情報を活用していく必要があります。西東京市で行われているさまざまな商業振興事業を分かりやすく魅力的に情報発信することによって、商店街の活性化を支援します。

施策名	一店逸品事業の情報発信	担当課	産業振興課
目的	一店逸品事業の更新を通じ、逸品のグレードアップを図り、西東京市独自のブランド化を情報発信することにより、市内の産業振興を推進します。		
事業概要	西東京商工会と連携し、食品関係・サービス業・物品販売業・ものづくり業などの個店独自の「逸品」を認定し、商工会の専用ホームページや冊子などを通じて広く広報します。		
評価指標	商工会ホームページアクセス数		

重点分野５　地域労働環境を向上させる情報化

地域労働環境の向上のためには、公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携して市民への就業支援等を行う必要があります。働きたい人に身近で分かりやすい情報を情報化によって提供します。就業等への入り口を「見える化」して提供することで、地域での労働環境を向上する支援を行います。

施策名	各種就労セミナーの実施	担当課	産業振興課
目的	ハローワークと連携して各種セミナーを実施することで、多様な人材の就労に結びつけます。		
事業概要	各種就労セミナーを実施します。		
評価指標	市ホームページアクセス数		

重点分野６　商業・サービス業育成・支援に役立つ情報化

新産業の育成には、関係機関と連携した起業・創業しやすい仕組みづくりが必要です。

創業に関する支援や経営者への各種セミナーといったこれまでの取り組み支援する情報発信に加えて、オープンデータ・ビックデータといった新しい形の情報発信にも取り組み商業・サービス業の育成を支援します。

施策名	創業・経営支援	担当課	産業振興課
目的	西東京市と連携している西東京商工会が運営する西東京創業支援・経営革新相談センターにおいて、創業に関する支援および経営者への各種セミナーを実施することに伴い、情報提供により創業・経営の支援を行い、商工業の振興に寄与します。		
事業概要	・経営（営業）力の強化に向けた各種セミナーを実施します。 ・人材育成に向けた各種セミナーを実施します。 ・空き店舗情報のマッチングを行います。		
評価指標	創業支援センターホームページアクセス数		

重点分野７　まちの魅力を向上させる情報化

市民のもっている魅力（ひと）や自然環境、文化財、特産物などの地域資源（もの）、交流や機会（こと）などを有効に活用して、「西東京ブランド」を広く周知させ、まちの魅力向上に繋げていく必要があります。

まちの魅力を向上させる方法のひとつとして、まちの魅力を分かりやすい形で発信していくことが挙げられます。

本計画では、これまでの取り組みを継承しつつ、情報化によってまちの魅力をより効果的に発信する方法について検討します。

施策名	ホームページの充実	担当課	秘書広報課
目的	ホームページを充実させることにより、情報の取得を容易にし、市政をより身近に感じられるようにします。		
事業概要	コンテンツ内容を検討し情報の充実を図るとともに、市民が必要とする情報を探しやすいホームページとなるよう画面構成を工夫します。		
評価指標	市ホームページ閲覧数		

その他の情報化施策

７つの重点分野の他にも、市の抱える課題について各分野にわたり情報化による施策事業を展開します。

施策名	ICT を活用した市民参加手法の充実	担当課	秘書広報課
目的	新たな市民参加手法のツールを構築します。		
事業概要	平成 27 年度に予定されているホームページリニューアルに伴い、電子会議室のシステムが終了することを受けて、さらなる情報発信の充実を図るとともに、どのような方法で代用が可能か、また参加数の増加が見込めるかを検討します。		
評価指標	採用した ICT 市民参加手法		

施策名	電子申請の充実	担当課	情報推進課
目的	インターネットを活用した電子申請サービスを提供し、市民の利便性とサービスの向上を図ります。		
事業概要	利用できる電子申請の種類を検討し、市民の利便性の向上を図ります。		
評価指標	・電子申請手続数 ・電子申請手続利用率		

施策名	住民票等自動交付機の設置	担当課	市民課
目的	地域おける窓口サービス拡充の一つとして位置付けられ、住民の利便性向上とともに、窓口での証明書発行割合の減少による事務の効率化を図ります。また、番号関連４法案が施行されたことに伴い、平成 28 年１月から個人番号カードの交付が開始される予定です。このカードを用いてのコンビニエンスストア等での証明書等が交付できるように、市民の利便性向上に向けた取り組みを検討します。		
事業概要	住民票等自動交付機の継続運用により、市民の利便性の向上に努めます。		
評価指標	住民票等自動交付機設置数		

施策名	健診結果情報の掲載	担当課	健康課
目的	市民の健診結果について、情報を公開することにより健康に関する意欲を高めます。		
事業概要	毎年の健診結果等を、市ホームページや広報に掲載する。		
評価指標	市ホームページアクセス数		

施策名	地域医療情報の発信	担当課	健康課
目的	地域医療体制について、最新の情報を提供することにより日頃から安心して相談のできる「かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局」の普及を図ります。		
事業概要	地域医療体制について、市内医療機関・歯科医療機関・薬局の最新の情報を市ホームページに掲載します。		
評価指標	市ホームページアクセス数		

施策名	電子申告の普及	担当課	市民税課・資産税課
目的	インターネットを利用した電子申告の普及啓発を行い市民の方の利便性を向上させるとともに、事務の効率化を図ります。		
事業概要	サービスを利用している他市と情報交換し、電子申告システムの利便性を向上させます。また、国と一体となり、より一層の電子申告の普及を図ります。		
評価指標	電子申告の利用率		

施策名	メールによる高齢者の見守り（ささえあいネットワーク事業）	担当課	高齢者支援課
目的	メールを利用することにより高齢者の見守りの幅を広げていきます。		
事業概要	一人暮らし高齢者や高齢者世帯が地域の中で安心して暮らせるよう、NPO 法人や地域の人々と協力しながら ICT を活用した地域でのささえあいネットワークの充実に努めます。		
評価指標	メールによる見守りサービスの利用者数		

施策名	障害者就労支援援助事業の充実	担当課	障害福祉課
目的	障害者就労支援の一環として、障害者就労支援センター「一歩」に設置されたパソコンを活用し、登録者の実習を行うことにより、技術の習得と就労への支援を行います。		
事業概要	西東京市障害者就労支援センター・一歩におけるパソコン教室や実習を通じて、パソコン技術の習得を図り、技術を活かした就労の支援を行います。		
評価指標	障害者就労支援センター「一歩」を通じて一般就労した障害者の人数		

施策名	子育て情報の充実と発信	担当課	子育て支援課
目的	子育て支援施策に関する情報が、利用者が知りたいタイミングで簡単に入手できるよう、情報提供方法を工夫します。		
事業概要	職員が蓄積した知識を基に、市ホームページにFAQのコーナーを設け、利用者が知りたいときに、時機にあった情報検索・収集ができるよう、工夫します。		
評価指標	電子媒体に掲載したFAQの数		

施策名	子育てに関する利便性の向上	担当課	子育て支援課
目的	インターネットを利用した電子申請対応のサービスを増やすことで市民の利便性を向上させることを目的とします。		
事業概要	利用実績の少ない電子申請について、サービスを利用している他市と情報交換し、共同で運営している東京電子自治体共同運営協議会に対し、各市と連携して利用しやすいシステムの改修要望を行うとともに、利用できる申請の種類を検討し利便性の拡充を図ります。		
評価指標	対象となる電子申請数		

施策名	外国語版生活情報誌の内容充実	担当課	文化振興課
目的	外国籍市民及び外国にルーツを持つ市民への市民サービスを言語の違いから受けられないことがないよう、市民サービスの案内について多言語による情報を提供します。		
事業概要	毎月市報による情報から市民サービスに特化した内容を抽出し、多言語による情報誌として提供する「くらしの情報」のほか、一般市民向けに隔年にて発行される「暮らしの便利帳」を多言語に翻訳した「リビングガイドブック」を作成するほか、緊急的な防災・防犯の情報を多言語にて提供する体制等について検討を行います。		
評価指標	外国語版生活情報誌の配布部数		

施策名	産業ニュース	担当課	産業振興課
目的	市内の中小企業の取り組みなどを産業ニュースで紹介することにより、中小企業の意欲向上と地域経済の活性化を図ります。		
事業概要	産業ニュースの発行		
評価指標	市ホームページアクセス数		

施策名	地産地消の情報発信	担当課	産業振興課
目的	「めぐみちゃんメニュー事業」を通じ、農業振興を図るとともに、地域経済の活性化を促進します。		
事業概要	市内産農産物を使用した飲食物（加工品・土産物含む。）を飲食店等の協力を得てメニュー化し、消費者へ提供する。認定されたメニュー及び参加農業者に係る情報について、専用ポータルサイト及びキャンペーン等により、広く PR を行います。		
評価指標	専用ポータルサイトのアクセス数		

施策名	市民活動団体の活性化のための支援	担当課	協働コミュニティ課
目的	市民活動団体が地域活動情報ステーションを活用し、市民活動や協働への取り組みが円滑に進むための環境を整備します。		
事業概要	西東京市内で活動しているNPO法人や市民活動団体が自らのイベント、講座などの情報を掲載できるホームページを運営しNPO法人や市民活動団体の活動内容等を広く情報発信を行うためのホームページの管理運営を行います。		
評価指標	サイトのアクセス数		

施策名	環境情報の発信	担当課	環境保全課
目的	環境に対する意識の向上と自発的な環境保全活動への参加や取り組みを促すため、環境に関する情報を発信します。		
事業概要	エコプラザ西東京や市のホームページにおいて市を取り巻く環境の状況や国や東京都の支援等の情報を発信します。また、環境情報を幅広く市民に提供するイベントや講座を開催します。		
評価指標	市ホームページのアクセス数		

施策名	リサイクル情報等の提供	担当課	ごみ減量推進課
目的	インターネットを利用してリサイクル情報等を提供していくことで市民のリサイクル意識等の向上を図り、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、循環型社会の構築に努めます。		
事業概要	市ホームページやスマートフォンのアプリでリサイクル等の情報を市民に提供します。		
評価指標	スマートフォンアプリの登録数		

施策名	都市計画情報の充実	担当課	都市計画課
目的	用途地域等の都市計画の情報について、ホームページ上に公開し、市民・事業者等の利便性の向上を図ります。		
事業概要	西東京市ホームページで西東京市内の都市計画図（地域地区・都市計画施設）に関する地図情報を提供します。		
評価指標	地図情報の提供数		

施策名	議会中継の充実	担当課	議会事務局
目的	議会の審議情報をより市民に公開するため、インターネットを利用した配信方法などを検討します。		
事業概要	インターネット中継の実施についての周知方法等を検討するとともに、委員会の会議の中継等についても先進事例を基に調査・研究や検討を行います。		
評価指標	インターネット中継アクセス数		

施策名	マルチメディアレファレンスサービスの充実	担当課	図書館
目的	「調べもののお手伝いをします」図書館レファレンスサービスの積極的な利用への PR を行い、利便性の向上を図ります。		
事業概要	「調べもののお手伝いをします」Web レファレンスサービスを実施します。		
評価指標	Web レファレンスサービス受付件数		

【　資　料　】

資料１　第２期地域情報化基本計画の施策取組状況

市では、平成 15 年（2003 年）11 月に第１期西東京市地域情報化基本計画を策定しました。それから２期 10 年間にわたり基本計画に基づいて地域情報化施策に取り組んできました。

第１期地域情報化基本計画では、地域情報化を「暮らしの情報化」「地域経済の情報化」「行政の情報化」の３つの分野に分けて、それぞれの分野で情報化施策を推進してきました。

平成 20 年（2009 年）３月に策定した第２期地域情報化基本計画では、西東京市総合計画が掲げた６つのまちづくりの方向性を踏まえて､それぞれの方向性の中で 40 の施策を掲げて取り組んできました。その結果は、継続 29 施策、完了３施策、検討２施策、整理６施策です（資-表１）。

No	取組状況	施策数
1	継　続	30
2	完　了	２
3	検　討	２
4	整　理	６
	計	40

資-表１　第２期地域情報化基本計画の取組状況

【継続】評価部分の見直し等を行い、引き続き施策を行うもの

【完了】施策を実施し、成果が得られたもの

【検討】施策を検討したものの、第２期の期間内に実現できなかったもの

【整理】施策を検討したものの、社会情勢の変化、費用の不足や検討の結果、費用対効果がない等、事業の整理、見直しが必要なもの

第２期地域情報化基本計画では、総合計画が掲げる６つのまちづくりの方向性のそれぞれに重点的に取り組む項目を定め、満足度の向上に貢献すべく取り組んできました。そして、参考指標として平成 25 年度での満足度を目標としました。その結果、６つの方向性の８項目中の７項目で満足度が向上しました（資-図２）。

ただし、各項目での市民満足度の向上や降下については、地域情報化にかかわる施策だけが要因ではありません。各部署がまちづくりに取り組んだ結果といえます。

地域情報化の６つの体系	改善分野	重点的な取り組み	市民意識調査での満足度		
			平成 19 年度	平成 24 年９月	目標値
創造性の育つまちづくりを支える情報化	子どもの教育環境	市立小・中学校の教育の充実	16.7%	↗ 19.4%	25%
		出産・育児などの子育て支援環境の充実	16.9%	↗ 18.6%	30%
笑顔で暮らすまちづくりを支える情報化	誰もが安心して暮らすための福祉環境	介護予防・サービスなどの高齢者福祉の充実	17.9%	↗ 21.8%	25%
環境にやさしいまちづくりを支える情報化	緑や水辺などの自然環境	環境学習の場や機会の提供	18.3%	↘ 17.3%	30%
安全で快適に暮らすまちづくりを支える情報化	防犯・防災などの生活安全対策	大規模地震の防災対策	11.9%	↗ 12.9%	20%
		集中豪雨時いっ水対策	11.9%	↗ 17.7%	20%
活力と魅力あるまちづくりを支える情報化	地元産業の活性化	地元商業・サービス業の育成・支援	8.7%	↗ 12.0%	16%
協働で拓くまちづくりを支える情報化	市民主体のコミュニティ活動	市民主体のコミュニティ活動の支援	16.0%	↗ 16.1%	20%

資-図２　第２期地域情報化基本計画前後の満足度の推移

方向性１　　創造性の育つまちづくりを支える情報化

1-1　小・中学校の情報発信【重点施策】			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
1-1-1	学校ホームページの充実	平成 23 年度にシステム再構築を行い、平成 24 年１月より運用を開始しました。本システムは、閲覧者の視点からより分かりやすいデザインにするとともに、障害者や高齢者、外国人や子どもにも閲覧しやすくするためにアクセシビリティに配慮した構成としています。	継続
1-1-2	地域情報発信インフラ整備	平成 22 年度３学期より、生徒・児童の保護者に対し、緊急情報等を電子メールにて一斉に提供するサービスを開始しました。平成 25 年度からは、生徒・児童１名に対して保護者１名であった登録数を保護者２名に増やすことで、子どもの安全や保護者の安心向上を図りました。	継続

1-2 小・中学校における ICT を活用した教育の充実【重点施策】			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
1-2-1	不登校児童･生徒サポート情報ネットワークシステム	適応指導教室の教育相談員と学校をつなぐ校務支援システムを利用し、児童・生徒のサポートを行っているため、新規システムの導入は見直しとなりました。	整理
1-2-2	小･中学校における情報モラル教育	児童・生徒向けにデジタル教材を利用して情報モラル教育を行っています。	継続
1-2-3	学校間授業交流	メールの普及やインターネットテレビ電話の発達により、学校間授業交流の重要度が低下したため、導入は見直しとします。	整理

1-3 子育て支援情報の充実【重点施策】			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
1-3-1	子育て情報の充実と発信	市ホームページを利用者目線から見直し、レイアウトの改正から迅速な情報提供まで、改善を行いました。	継続
1-3-2	子育てに関する利便性の向上	利便性の向上、事務の効率化等を勘案して検討した結果、窓口及び電話により支障なく対応していることから、当面導入する必要はない状況です。今後については、要望が増える可能性もあり、導入することも考えられることから、継続して検討します。	継続

1-4 小・中学校の ICT 環境整備			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
1-4-1	ICT 環境整備の推進	より充実した授業の実現を目的に、コンピュータ教室における ICT 機器やデジタルコンテンツの積極的な整備を行いました。また、平成 21～22 年度には、教員一人一台のパソコン整備が完了しました。本施策は、第３期でも引き続き取り組みます。	継続

1-5 外国籍市民の生活支援			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
1-5-1	外国語版生活情報誌の内容充実	平成24年7月の法改正により外国人住民が住民票に記載されることになり、外国人市民の居住環境が大きく変わりました。外国人市民の利便性を損なわないように、情報誌の増刷を行っています。 第3期においても引き続き本施策について取り組みます。	継続
1-5-2	市ホームページ外国語版の多言語化	市ホームページ所管の広報担当において、精度の高い翻訳システムの導入を基に検証してきたところでしたが、十分な検証結果が得られませんでした。	整理

1-6 生涯学習のための情報提供			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
1-6-1	生涯学習情報提供システム	市民の多様な生涯学習ニーズに応じられるように、生涯学習に関する情報提供システムの構築に向け費用対効果も含め検討を行った結果、システム構築によらない形での生涯学習情報の整備を行うこととします。	整理

1-7 図書館の情報サービスの充実			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
1-7-1	図書館利用者インターネットシステムの充実	利用者層も、中高年から子どもまで利用者層が拡大し、口コミによる PR 効果が上がりました。	整理
1-7-2	マルチメディアレファレンスサービスの充実	図書館ホームページからのサービスの提供については、蔵書の検索・予約などが一般的ですが、「調べもののお手伝い」の申込みやサポートもできるという「レファレンスサービス」の PR を兼ねた事業を設定しました。この５年間では、繰り返し利用される方が定着する傾向が見られるものの、さらなるサービスの充実のため継続します。	継続
1-7-3	図書館メールサービスの実施	本施策では電子メールを活用することで情報提供の多様化を図るものでしたが、メールによる情報提供には、迷惑メール等の課題も多かったため、本施策については、整理扱いとしました。	整理

方向性２　　笑顔で暮らすまちづくりを支える情報化

2-1　介護予防・サービスなどの高齢者福祉の充実【重点施策】			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
2-1-1	福祉情報総合ネットワーク	各課のホームページを充実し、適時必要な情報提供を行うことに努めました。 組織上の分類に捉われることなく、「健康・福祉」という観点から福祉部以外の部署の情報の掲載も行い、市民、事業者それぞれへの情報提供を行いました。本施策は、設定初期の目的は達したものと考えるため、整理とします。	完了
2-1-2	高齢者パソコン教室と高齢者ささえあいネットワークの連携	メールを安否確認の方法として実施し、インターネット及びメールの使い方などを学んでいただきました。参加者が少ないなどの問題がありましたが、５年間継続の結果、参加者が増えたため、今後、メールによる見守りのモデル事業を実施し、検証を行いつつ実施内容を検討していきます。	継続

2-2　医療・保健情報の充実【重点施策】			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
2-2-1	医療情報の充実	市内の医療機関情報を、検索しやすく提供できるよう工夫しました。	継続
2-2-2	保健情報の充実	予防接種等について、市ホームページや市報に最新の情報を提供しました。また、がん検診等の申込みについて、電子申請での受付を拡充しています。	継続

2-3 地域で暮らす障害者の支援			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
2-3-1	障害者就労支援援助事業の充実	本施策では、就労支援の一環としてパソコン教室や実習を通してパソコン技術の習得を図っています。また、パソコン技術の習得に関わらないものも含めて毎年 10 人以上の利用者が一般就労へと移行しています。	継続

方向性３　環境にやさしいまちづくりを支える情報化

3-1 環境保全活動を推進するための情報提供【重点施策】			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
3-1-1	環境情報の提供	環境学習コーナーでの情報提供や環境学習講座の内容の充実化、新規講座の開催などにより市民への意識啓発を図りました。また、市のホームページにおいても補助制度や「みどりのカーテンの実施」などさまざまな情報を定期的に発信しています。本施策は、第３期でも継続して実施し、有効的な環境情報の提供を目指します。	継続
3-1-2	環境家計簿	環境家計簿は、ホームページでの公開と小学４年生に配布の環境学習副読本「西東京市の環境」に掲載し、利用の普及を図りました。今後は、環境家計簿が地球温暖化対策に有効的になるように、様式の見直しや活用方法を工夫します。	継続
3-1-3	リサイクル情報の発信	本施策では、市ホームページ上のごみに関する資料においてリサイクル情報等を提供し、アクセス数が 22,339 件（平成 21 年度から平成 25 年 10 月末日まで）ありました。本施策は、今後ともリサイクル等に関して市民の意識を向上させ、更なるごみの減量を図るため、第３期も引き続き取り組みます。	継続

方向性４　安全で快適に暮らすまちづくりを支える情報化

4-1 防災対策の情報化【重点施策】			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
4-1-1	災害情報提供システム	警報を適正に入手する体制と防災行政無線（同報系）の整備を行い、災害時は瞬時に警報を市民に提供します。	継続
4-1-2	災害時要援護者登録管理システム	手上げ同意方式の災害時要援護者登録申請に基づき、申請を受けた約 14,000 人の要援護者の名簿を各関係機関に提供することで防災体制を進めました。今後、機関共有方式による市内全要援護者リスト作成と個別避難支援プラン作成における台帳作成を拡充し、関係各課関係機関間との要援護者情報共有を充実させていきます。	継続
4-1-3	緊急メール配信サービス	緊急情報の即時提供では防災行政無線(同報系)、市ホームページ、地域有線放送や地域 FM 局との取組等をこれまで整備してきました。一方で、携帯等の普及や配信技術の向上により緊急メールの活用が有効であることから、登録により防犯・防災情報が提供できる安全・安心いーなメールの配信を実施しました。	継続

4-2　都市計画情報の充実			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
4-2-1	都市計画検索・表示ツール	情報提供先は概ね事業者であり、ホームページ上で事前調査を行って不明点を確認するようになったため、窓口での応対時間が縮減でき利便性の向上が見られました。	継続

方向性５　活力と魅力あるまちづくりを支える情報化

5-1 地域産業の振興支援【重点施策】			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
5-1-1	西東京らしさの情報発信の充実	西東京市産業振興マスタープランに基づき、平成 24 年度より西東京市一店逸品事業を開始したことに伴い、商工会にてホームページを立ち上げ、情報発信を実施しました。	継続
5-1-2	広域型商店会活動の推進	西東京市商工会と連携して調査・研究を行いましたが実施には至りませんでした。	検討
5-1-3	産直情報の発信	西東京市都市と農業が共生するまちづくり事業実施計画に基づき、平成 25 年度より「めぐみちゃんメニュー事業」を始めたことに伴い、当該事業参加農業者の情報等を掲載する専用ポータルサイトの運用を開始しました。	継続

5-2　就業機会の提供と支援			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
5-2-1	ハローワークと連携した就労情報の提供	ハローワークと連携し就労支援セミナーを開催するとともに、着実な就労に繋げました。	継続

5-3　創業支援のための情報提供			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
5-3-1	創業支援・経営革新相談センターの活用	創業支援・経営革新相談センターにおいて、空き店舗対策であるチャレンジショップ事業や創業資金融資あっせん制度の紹介及び創業に関する各種相談・助言を行いました。	継続

方向性６　協働で拓くまちづくりを支える情報化

6-1　市民活動を支援するための情報提供【重点施策】			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
6-1-1	地域活動情報ステーションの活用	市内の市民団体が、団体情報や活動内容情報を当ホームページで発信するとともに、市民が情報を取得し、市民活動の支援と活発化に寄与してきました。さらに、市民活動や協働への取り組みが円滑に進むための環境を整備しました。	継続

6-2 市民参加を推進するための情報化【重点施策】			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
6-2-1	ホームページの充実	トップページの改修やモバイルサイトの見直し、新たな機能の導入など、ホームページをより見やすく、利便性を高めるための作業を行いました。本施策は、第３期でも引き続き取り組みます。	継続
6-2-2	情報発信の充実	RSS 配信の実施、ツイッターの試行運用、ホームページとツイッターの連動、およびその効果の検証を行いました。本施策を通じ、「ホームページの充実」と「ICT を利用した市民参加手法の充実」という他施策の検討・実施に有効な材料として蓄積することができています。	検討
6-2-3	議会中継の充実	近年アクセス数が減少傾向にあります。第３期においても継続実施をしていく中で、インターネット中継の実施についての周知方法等を工夫します。	継続

6-2-4	ICT を活用した市民参加手法の充実	「市民参加のためのツール」の活用の促進を試みましたが、SNS の台頭などにより、大きな成果が上げられない社会情勢になってきていることが分かりました。この変化に対応できるような新たな方法の模索と検討が必要であるため、本施策は第３期でも引き続き取り組みます。	継続

6-3 市民サービス向上のための情報化			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
6-3-1	住民票等自動交付機の設置	平成 23 年 9 月に東伏見ふれあいプラザに住民票等自動交付機を設置し稼働を開始しました。	継続
6-3-2	電子申請の充実	平成 21 年度のシステム更新後、平成 22 年度から平成 23 年度まで申請項目の検討を行った結果、電子化可能と判断できる手続のうち電子申請を活用した手続きの割合は、平成 21 年度の 28%から平成 25 年度の 40%にまで拡大するに至りました。本施策は、第３期でも引き続き取り組みます。	継続
6-3-3	地方税の電子申告	平成 22 年 12 月に eLTAX を本格稼働させ、その後は eLTAX の利用促進に向け、納税通知書にお知らせを同封するなど普及啓発に努めています。全申告に占める割合は、平成 23 年度 6.78%、平成 24 年度 9.27%と上昇しており、今後も定期的に普及活動を行います。	継続

6-3-4	保谷こもれびホールチケットの予約・販売方法の拡充	平成 25 年度から施設の指定管理者が変更になり、前任の指定管理者において実施していた自主事業の空席状況の確認やチケットの予約及び販売について、平成 24 年度中にノウハウの引継ぎ及び情報共有を行い、新指定管理者においても同等以上のサービス提供を実施します。	完了

資料２　第３期地域情報化基本計画の重点分野の検討経緯

第３期地域情報化基本計画では、重点的に取り組む項目を次のように定めました。

重点的に取り組む項目は、総合計画を策定する際の基礎資料となっている市民意識調査[19]を基に定めています。市民意識調査では平成 24 年５月に「身近な生活環境」（17 項目）と「市政」（９分野）に関して満足度と重要度を調査しています。

「身近な生活環境」（17 項目）の調査結果では、「子どもの教育環境」と「地元の商店街」が着目すべき項目であることを示しています。「子どもの教育環境」は、満足度が低く、重要度が高い重点改善分野に属しています。また、特に「地元の商店街」に対する満足度が低いことは、地域経済の振興が必要であることを示しています（資-図３）。

子どもの教育環境を改善すること、そして地元の商店街の活性化に貢献することが情報化施策にも必要であると言えます。

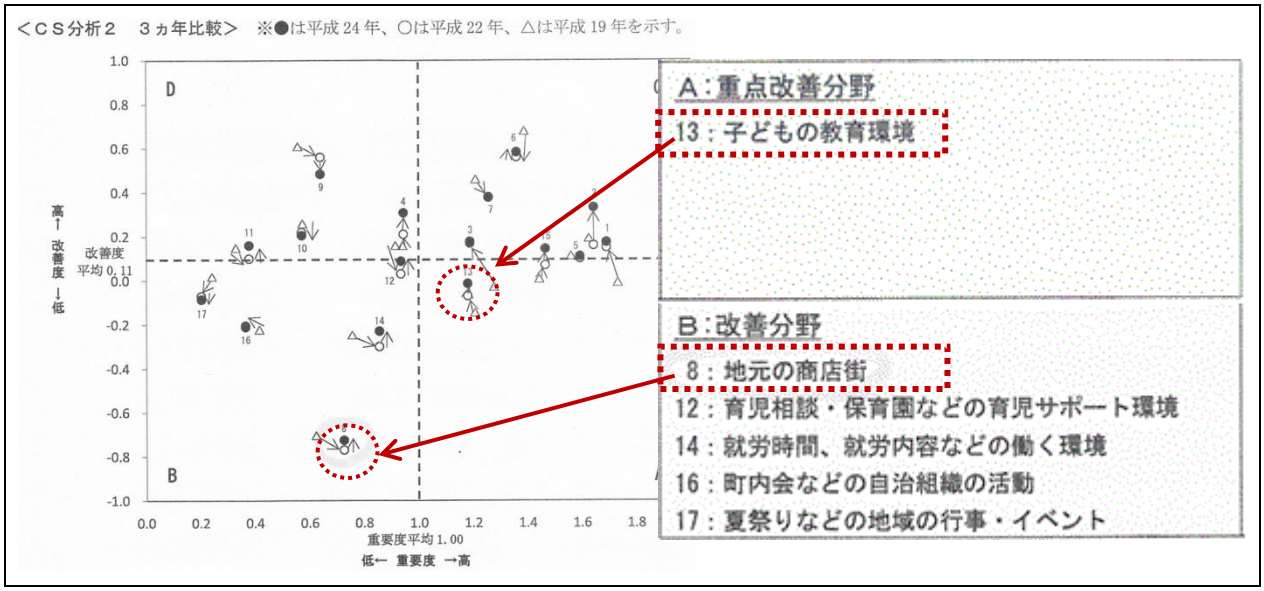

資-図３　身近な生活環境（17 項目）について満足度と重要度

「西東京市市民意識調査報告書」平成 24 年９月から抜粋

[19] **市民意識調査**：18 歳以上の男女 5000 人を対象に平成 24 年５月に実施。有効回答数 2,408（有効回答率 48.2%）総合計画を策定する際の基礎資料となっています。

市政（９分野）においては、「まちづくり」と「産業」が重要な分野であることを示しています。「まちづくり」は重点改善分野にあり、また、「産業」は「まちづくり」に続いて満足度が低い分野です（資-図４）。

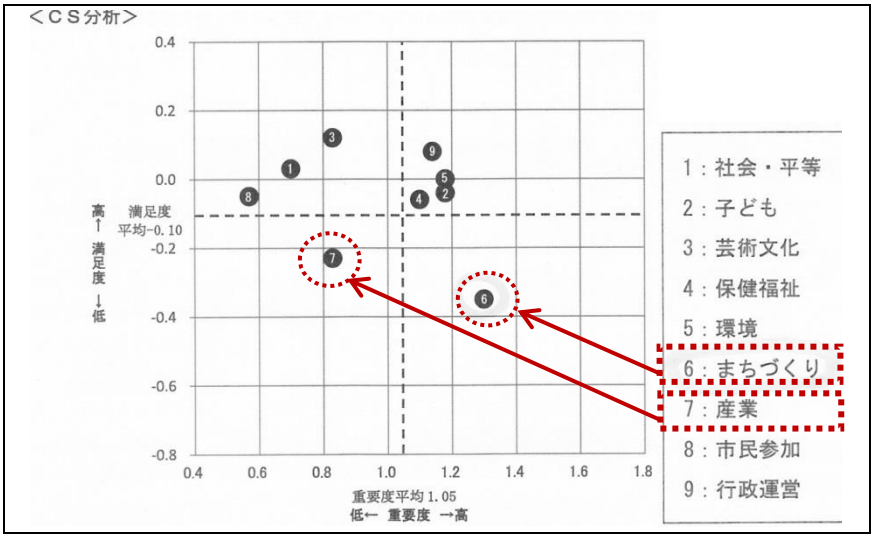

資-図４　市政（９分野）について満足度と重要度

「西東京市市民意識調査報告書」平成 24 年９月から抜粋

「まちづくり」分野では、「緊急事態発生時の市の危機管理体制の強化」「大規模地震の防災対策」「段差解消などの歩きやすい道の整備」「自転車の利用しやすいまちづくり」が解決の優先度の高い項目です。歩きやすい道の整備や自転車の利用のしやすさなどは、情報化よりも道路整備の方が抜本的で効果的な解決となります。他方「緊急事態発生時の市の危機管理体制の強化」「大規模地震の防災対策」には、情報化が貢献できる項目です（資-図５）。

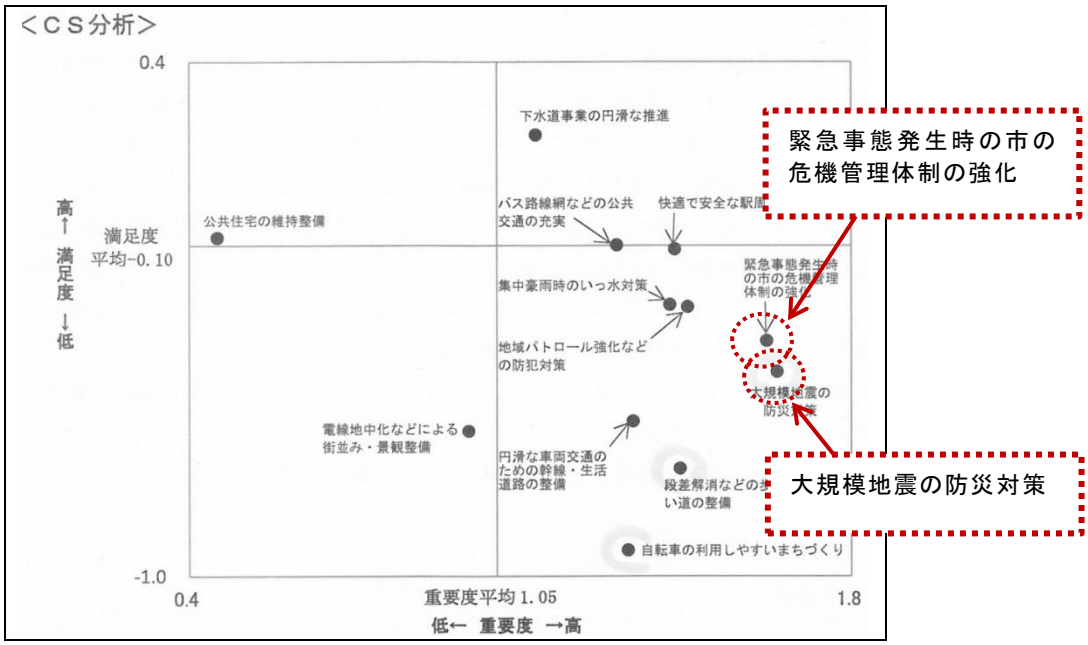

資-図５　「まちづくり」12 項目の満足度と重要度

「西東京市市民意識調査報告書」平成 24 年９月から抜粋

「産業」分野では、満足度と重要度から「自然や観光資源などによるまちの魅力の向上」「就職機会の提供など地域労働環境の向上支援」「地元商業・サービス業の育成・支援」などが優先して取り組むべき課題として挙げることができます（資-図６）。

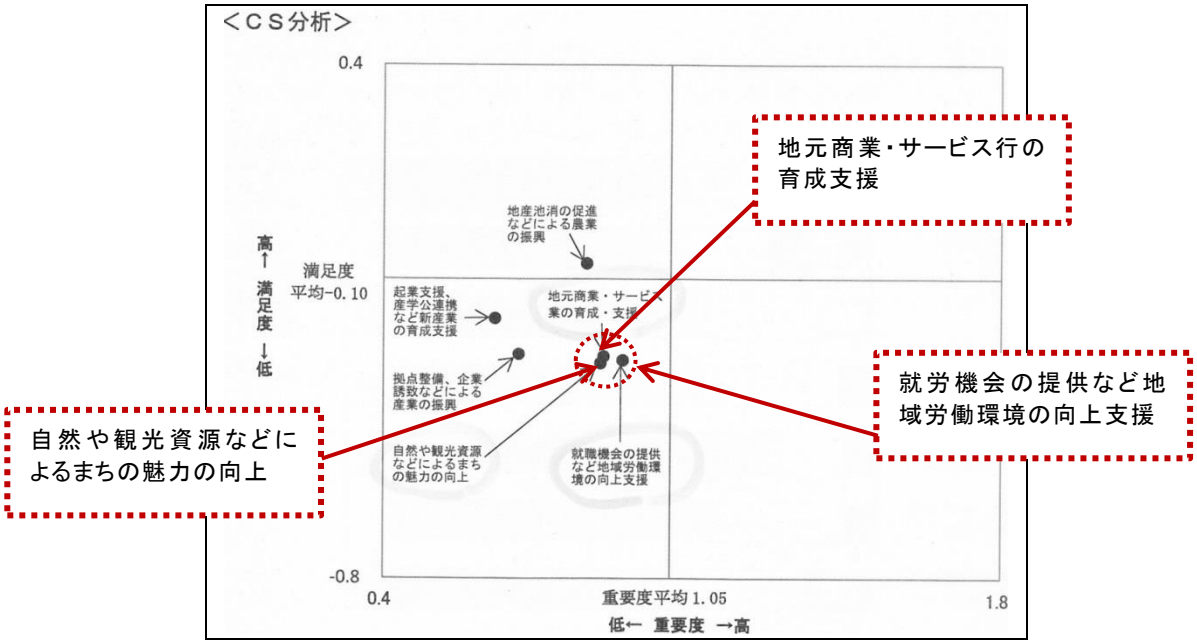

資-図６　「産業」６項目の満足度と重要度

「西東京市市民意識調査報告書」平成 24 年９月から抜粋

資料３　西東京市地域情報化計画策定審議会条例

平成 13 年 6 月 29 日

条例第 164 号

（設置）

第１条　西東京市における地域情報化計画を策定し、もって地域情報化の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、西東京市地域情報化計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、地域情報化計画策定に関し、必要な事項を調査し、審議し、及び答申する。

（組織）

第３条　審議会の委員は、地域情報化に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する８人以内の委員をもって組織する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、答申のあった日までとする。

（会長等）

第５条　審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（審議会）

第６条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第７条　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、企画部情報推進課において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

資料４　西東京市地域情報化計画策定審議会名簿

任期：平成 24 年 10 月 29 日～答申の日まで　　【敬称略、50 音順】

	氏　　名	備　　考
委員	いけだ　かよ 池田　佳代	清泉女学院大学　人間学部准教授
委員	いしかわ　いえつぐ 石川　家継	独立行政法人　水資源機構
委員	いしだ　ともこ 石田　朋子	公募市民
会長	こばやし　きよすみ 小林　清澄	ＮＴＴ情報ネットワーク総合研究所　所長
委員	はま　いくこ 浜　昱子	公募市民
委員	ひぐち　しんたろう 樋口　信太郎	西東京青年会議所 人間力啓発委員
委員	ふくだ　ゆたか 福田　豊	電気通信大学大学院　情報理工学部研究科 ／大学院情報システム学研究科教授
副会長	わたなべ　ひろこ 渡邊　博子	城西大学　現代政策学部准教授

資料５　審議会開催記録

回	開催日	検討事項
第１回	平成 24 年 10 月 29 日	委嘱式、諮問、会長・副会長選出等
第２回	平成 24 年 11 月 29 日	西東京市の現状について 国の情報化の現状について 他自治体の情報化計画と総合計画の関係について
第３回	平成 24 年 12 月 25 日	西東京市の財政状況について
第４回	平成 25 年１月 22 日	第２期地域情報化基本計画施策の実施状況について
第５回	平成 25 年２月 22 日	西東京市総合計画について
第６回	平成 25 年３月 27 日	西東京市中央図書館の視察 データセンターの視察
第７回	平成 25 年４月 25 日	第２期地域情報化基本計画における平成 24 年度末施策実施状況調査の結果について 平成 25 年度の審議会スケジュールについて 第３期地域情報化基本計画書の構成（案）について
第８回	平成 25 年５月 16 日	第２期地域情報化基本計画施策事業の区分けについて 西東京市の現状からの課題及び市民意識調査について 第３期地域情報化基本計画の素案作成について
第９回	平成 25 年６月 27 日	第２期地域情報化基本計画施策事業について 西東京市の現状からの課題及び市民意識調査について（継続）
第 10 回	平成 25 年７月 25 日	西東京市の現状からの課題及び市民意識調査について（継続） 地域情報化のテーマについて
第 11 回	平成 25 年８月 22 日	地域情報化の副題について 地域情報化の評価について
第 12 回	平成 25 年９月 12 日	第３期地域情報化基本計画書（案）について
第 13 回	平成 25 年９月 30 日	第３期地域情報化基本計画書（案）について（継続）
第 14 回	平成 25 年 11 月 22 日	第３期地域情報化基本計画書（案）について（継続）

（背表紙）